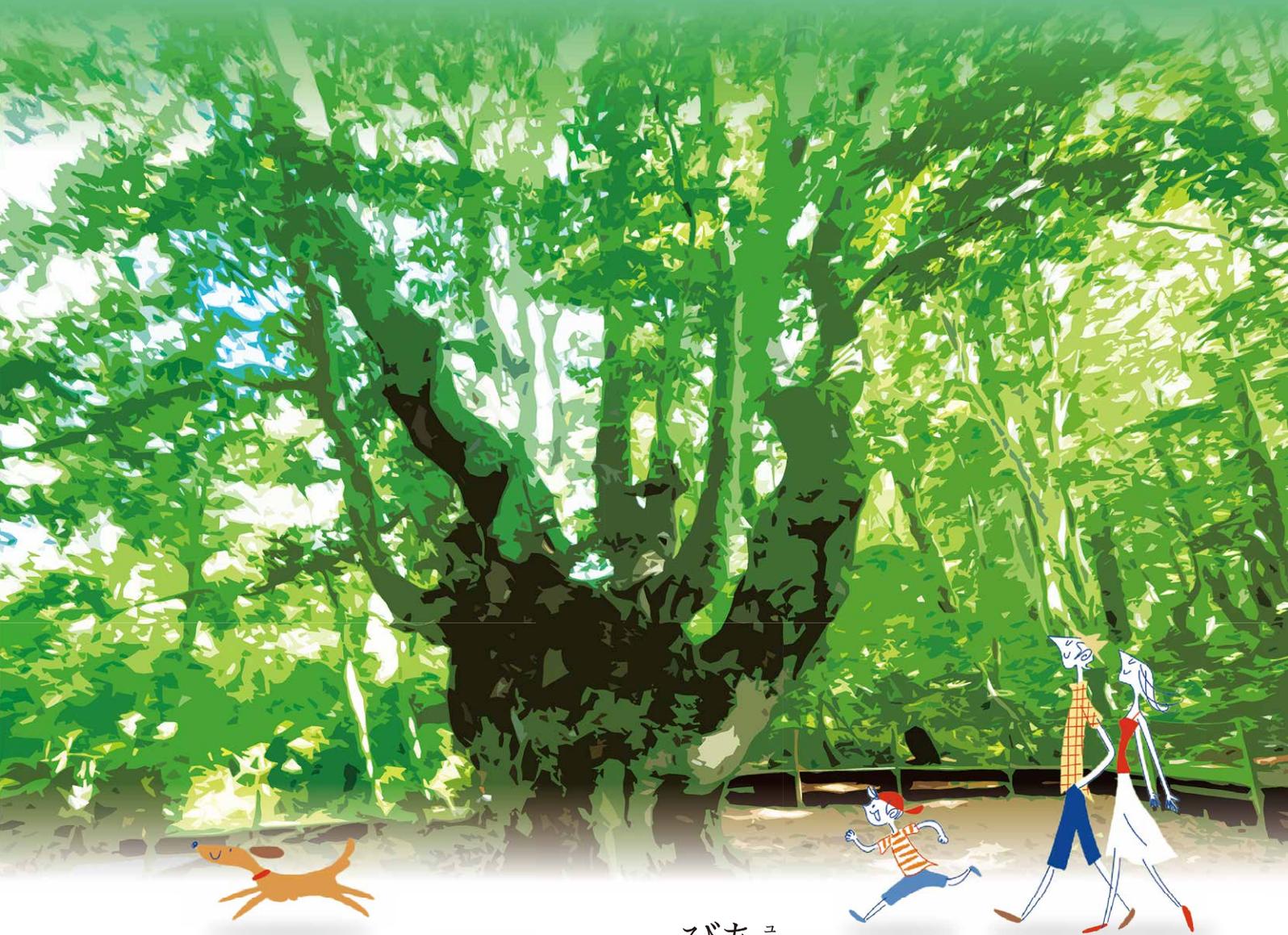


豊かなあきたの森林を未来へ

「秋田県水と緑の森づくり税事業」のご紹介



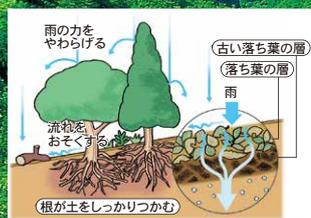
秋田県



1 森林の公益的機能

世界自然遺産の白神山地をはじめ、森吉山や鳥海山など、雄大で美しい自然を擁する秋田県。あきたの自然の風景に欠かすことのできない存在である「森林」は、県土面積の約7割を占めています。

森林は、地球温暖化の防止、水源のかん養、土砂災害の防止など、私たちの暮らしに欠かすことのできない大切な働きを持っています。この働きを「森林の公益的機能」といいます。



【山地災害防止機能】
木の根や落ち葉などが山崩れなどの災害を防止します



【保健休養機能】
人の心を和ませ、安らぎを与えます



【生物多様性保全機能】
さまざまな動植物のすみかになります

【水源かん養機能】
雨水を蓄え、洪水や濁水を防ぎ、豊かな水を育みます



【地球環境保全機能】
大気中の二酸化炭素を吸収・貯蔵します

2 あきたの森の現状

本県の民有林のスギ人工林は約23万8千haで全国一の面積を有しています。

しかし、標高の高い場所など生育の思わしくないスギ林も多くあり、「秋田県水と緑の森づくり税」を活用しながら、奥山で針広混交林化等の環境林整備を実施し、森林環境の保全を図ってきました。

また、私たちの暮らしに身近な里山周辺のスギ林等にも、生育が思わしくなく、森林の持つ公益的機能が十分に発揮されていない森林があります。

さらに、近年、本県でもナラ枯れ被害の拡大による影響が懸念されています。ここ数年、里山の手入れがされていないなどの要因により、住宅地周辺までクマの出没が増加しており、対策が求められています。

スギ

スギ人工林の約3割が適切な手入れが必要です

林業の採算性の悪さなどから、手入れの遅れたスギ林が多く見受けられます。



手入れ不足等により荒れた森林

マツ

松くい虫被害を受けた枯れマツが依然として残されています

主要な道路沿いの枯れたマツは景観を低下させます。



松くい虫被害を受けて枯れたマツ

ナラ

ナラ枯れ被害が急激に拡大しています

平成18年に初めて被害が確認されて以来、急激に被害が拡大しています。



ナラ枯れ被害を受けた広葉樹林

森林の公益的機能の評価額

本県の森林の公益的機能の評価額は、年間約2兆7千億円となり、県民1人当たり約271万円の恩恵を受けていることになります。

機能	秋田県	全国
水源かん養機能	1兆4,873億円(5%)	29兆8,454億円
山地災害防止機能	1兆1,153億円(3%)	36兆6,986億円
地球環境保全機能	440億円(3%)	1兆4,652億円
保健休養機能	219億円(1%)	2兆2,546億円

()は全国に対する秋田県の比率

※出典：日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(H13)



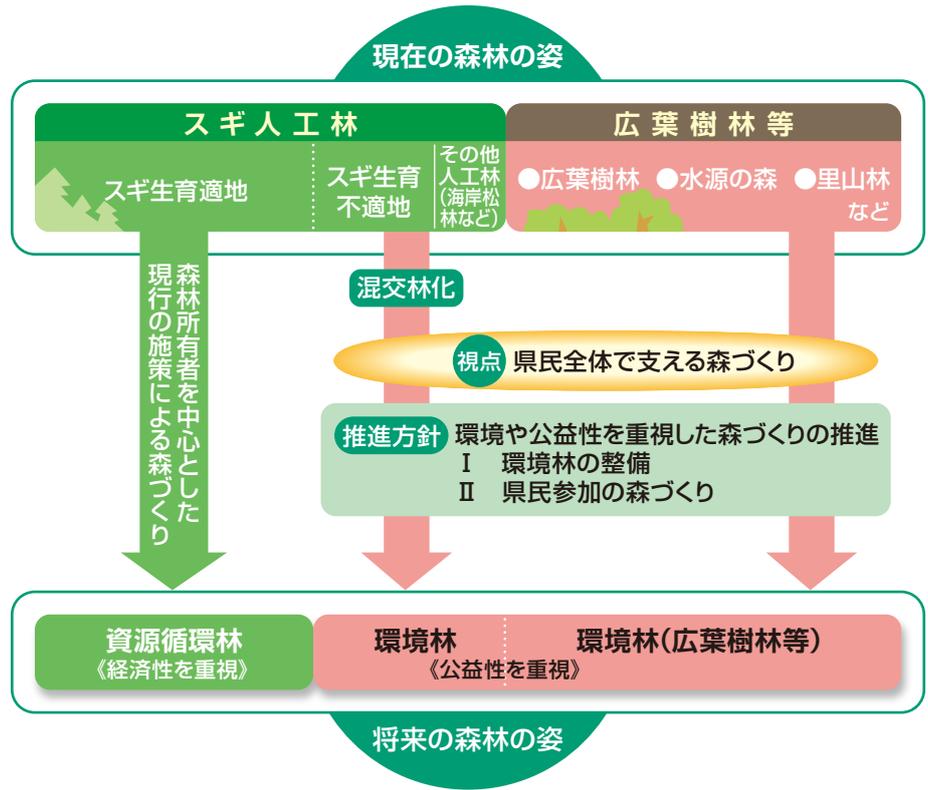
3 秋田県水と緑の森づくり税の創設



県では、豊かな水と緑を県民との協働で保全・創造し、次の世代に引き継いでいくことを目的に、平成15年4月に「秋田県ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する条例（愛称：水と緑の条例）」を施行しました。

この実現のためには、これまでの森林所有者や林業関係者による森づくりに加え、森林環境や公益性を重視した森づくりを推進する必要があります。

このため、ふるさと秋田の森林は、その恩恵を受けている県民全体で支えるという視点に立ち、平成20年度に「秋田県水と緑の森づくり税」を創設し、「森林環境や公益性を重視した森づくり」や「県民参加の森づくり」を実施しています。



4 森づくり税の概要と税収見込み



(1) 森づくり税の概要

納める方は？

個人*：(その年の1月1日現在で) 県内に住所がある方、県内に家屋敷等を持っている方
※個人県民税の納税義務者
法人*：県内に事務所、事業所などがある法人等
※法人県民税の納税義務者

納める額は？

個人：年額800円
法人：1,600円～64,000円
(法人県民税均等割額の8%相当額)

課税の方法は？

県民税(均等割)に上乗せして徴収します。

税の管理は？

目的とする施策を行う財源とするため、他の税金と区別して「秋田県水と緑の森づくり基金」に積み立てて管理します。

正しく使われている？

毎年の事業計画や取組状況など、基金の使いみちについて、民間委員で構成する「秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会」で調査・審議します。

(2) 税収見込みについて

(単位：百万円)

区分	個人	法人	計
平成30年度	373	88	461
平成31年度	368	88	456
平成32年度	363	88	451
平成33年度	358	88	446
平成34年度	354	88	442
計	1,816	440	2,256

平年度ベース：451百万円





5 森づくり税の使途

「秋田県水と緑の森づくり税」は、「森林環境や公益性を重視した森づくり」(ハード事業)と「県民参加の森づくり」(ソフト事業)に活用します。

森林環境や公益性を重視した森づくり

ハード事業

秋田県水と緑の森づくり事業(ハード事業)

豊かな森づくり

■豊かな里山林整備事業

- ・針広混交林化
- ・広葉樹林再生
- ・緩衝帯等整備

美しい森づくり

■マツ林・ナラ林等 景観向上事業



ふれあいの森づくり

■森や木とのふれあい 空間整備事業

- ・ふれあいの森整備
- ・木育空間整備

県民参加の森づくり

ソフト事業

秋田県水と緑の森づくり推進事業(ソフト事業)

みんなでつくる森

■県民参加の森づくり事業

- ・森林ボランティア活動支援
- ・森づくり県民提案
- ・市町村等の森づくり活動支援

■森林環境教育推進事業

- ・森林環境学習活動支援
- ・森林環境教育指導者養成
- ・森づくりの人材育成

■普及啓発事業



1 豊かな里山林整備事業

針広混交林化

概要 生育の思わしくないスギ人工林等を公益的機能の高い広葉樹との混交林へ誘導します。

事業主体 市町村、財産区、森林組合、林業事業体、県等

対象森林 県内民有林(公有林・私有林)のうち生育の思わしくないスギ人工林等

実施条件 20年間皆伐と転用を制限する協定を締結します。

事業内容 現況調査、誘導伐(本数率で40%程度の伐採)、作業道整備等



生育の思わしくないスギ人工林



針葉樹と広葉樹の混交林へ誘導



将来の姿(イメージ)

広葉樹林再生

概要 過去に損なわれた森林環境を取り戻し、野生動植物などが生息・生育できる生態系の健全性に配慮した広葉樹林の再生を図ります。

事業主体 市町村、県

対象地 ・ 県内民有林で、天然更新による森林形成が困難な箇所
・ 放牧跡地等で廃止又は休止し、将来再利用しない箇所

事業内容 検討委員会開催、現況調査(区域測量、土壌調査等)、植栽、下刈等



自然再生が困難な放牧跡地



広葉樹の植栽



広葉樹林の再生

緩衝帯等整備

概要 クマ等の野生動物が出没し、人的な被害などのおそれのある森林において、緩衝帯等を整備し、野生動物の出没の抑制を図ります。また、主要道路や通学路沿い等の敷化・過密化している森林を整備し、森林環境の保全や景観の向上を図ります。

事業主体 市町村、財産区、森林組合、林業事業体、県等

対象森林 県内民有林で、クマ等の野生動物の出没が確認された森林や、主要道路沿いや通学路沿い等の敷化・過密化している森林

事業内容 現況調査、下刈、除伐、整理伐、枝打ち等

整備前



整備後



2 マツ林・ナラ林等景観向上事業

- 概要** 松くい虫及びカシノナガキクイムシ被害等により枯れたマツやナラ林等で、景観維持や安全面に支障がある枯損木の伐採と健全化に向けた植栽を行います。
- 事業主体** 市町村、県
- 対象森林** 県内民有林で、景観維持や安全面に支障があるマツ林やナラ林等を優先的に伐採します。
- 事業内容** 枯れマツ及び枯れたナラ等の伐採・植栽、破碎処理等



松くい虫被害を受けて枯れたマツ林



健全なマツ林



ナラ枯れ被害を受けた広葉樹林



健全な広葉樹林

3 森や木とのふれあい空間整備事業

ふれあいの森整備

- 概要** 身近な森林等のうち、「森林浴リフレッシュ・健康づくりの森」、「湧水・名水の森」、「森林ボランティアの森」、「学びの森」の4つの視点で、県民が森林とふれあえる「森や水とのふれあい拠点」を整備します。
- 実施主体** 市町村、財産区、小中学校、自治会、県等
- 対象森林**
- ・森林公園又は利用区域のうち森林が1/5以上を占める箇所であること
 - ・営利を目的とせず、整備後に適切な管理を行う管理者がいること
 - ・権利者が国以外であること
- 実施条件** 施設の活用及び管理等に関する協定を締結すること
- 事業内容** 全体計画調査、森林整備、路網整備、標識類整備、休憩施設整備等



木道の整備(にかほ市)



木道の整備(八峰町)



休憩施設整備(湯沢市)

木育空間整備

- 概要** 木の良さや森林の大切さ等について理解を深めるため、公共施設等において、親子で直接木を見て、ふれあえることのできる「木育体験空間」を整備し、木育の促進を図ります。
- 実施主体** 市町村、県
- 対象施設** 市町村等の公共施設や不特定多数の利用が見込める施設
- 実施条件**
- ・営利を目的とせず、整備後に適切な管理を行う管理者がいること
 - ・権利者が国以外であること
- 事業内容** 設計、木育関連資材整備、木育空間整備等



木育空間の整備イメージ(冬の森林祭)



鳥海山木のおもちゃ美術館

1 県民参加の森づくり事業

森林ボランティア活動支援

- 概要** 森づくり活動等を行っている森林ボランティア団体の活動を支援します。
- 事業主体** 森林ボランティア団体
※県の森林ボランティア団体一覧表に掲載されていること
- 事業内容** 森づくり活動、森づくりの普及啓発活動など
- 補助額** 1件あたり85万円を上限とする
- 実施条件** 予定参加者数が30人以上であることなど



植樹活動(鳥海山にフナを植える会)

森づくり県民提案

- 概要** 県民の自由な発想による、新しい森づくり活動を支援します。
- 応募対象者** 法人格を有する団体、PTA、自治会等の地域住民団体等
- 事業内容** 森林の保全・体験活動や森づくりの普及啓発活動など
※柔軟な発想や企画を募集
- 補助額** 1件あたり40万円を上限とする。(クマ対策は100万円を上限)
- 実施条件**
 - ・県内で実施されること
 - ・営利を目的としないことなど



木育イベントの開催
(あきたグッド・トイ委員会)

市町村等の森づくり活動支援

- 概要** 地域で行われる植樹・育樹などの森づくり活動や、森づくりに関する研修会などの普及啓発活動を支援します。
- 事業主体** 市町村、森林組合等
- 事業内容** 植樹・育樹などの森づくり活動、シンポジウム、セミナー、講演会、現地研修会等の開催など
- 補助額** 1件あたり100万円を上限とする。
- 実施条件**
 - ・森づくり税の趣旨に適合すると認められる活動であること
 - ・参加予定人数が50人以上であることなど



植樹祭の開催(美郷町)

2 森林環境教育推進事業

森林環境学習活動支援

- 概要** 次代を担う児童・生徒等を対象とした森林環境教育活動を支援します。
- 事業主体** 市町村、小中学校、幼稚園、保育所、教育関係団体等
- 事業内容** 森林環境学習活動及び森林・林業作業体験活動、木育活動
- 補助額** 1件当たり50万円を上限とする。
- 実施条件**
 - ・1件当たり20人以上の参加であること
 - ・1学年以上が取り組んでいることなど



自然体験学習(湯沢東小学校)

森林環境教育指導者養成

- 概要** 小・中学校教員や森林ボランティア会員、保育士等を対象とした、森林環境教育を実践できる指導者を養成します。
- 実施主体** 県



屋外研修

森づくりの人材育成

- 概要** 秋田林業大学校で森林整備を担う若い人材を育成します。
- 実施主体** 県



秋田林業大学校の研修生



森っち

3 普及啓発事業

普及啓発活動

概要

県民の森林・林業に対する理解を深めるため、「水と緑の森林祭」の開催、「水と緑の森づくり税ホームページ」の運営など、普及啓発活動を実施します。

実施主体 県



水と緑の森林祭(湯沢市)

秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会

概要

毎年の事業計画や取組状況など、基金の使いみちに県民の方々の意見を反映させるため、民間委員で構成する運営委員会で調査・審議します。

実施主体 県



秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会

あきた森づくり活動サポートセンターの運営

概要

県民による森林ボランティア活動を推進するため、県民のボランティア活動等をサポートするワンストップ窓口「あきた森づくり活動サポートセンター」を運営します。

内容

事業に関する情報の提供、森林ボランティアの育成研修・報告会、森づくり活動の指導者派遣など

実施主体 県



育成研修会

森林環境に関する調査・研究

概要

森林環境の調査や事業を効果的に実施するための調査・検証等を実施します。

実施主体 県



モニタリング調査

子どもたちが暮らす未来も水と緑の美しい「ふるさと秋田」であり続けますように…



秋田県がめざすあきたの森林の姿

お問い合わせ先

詳細や各種事業の実施に関するお問い合わせは「秋田県水と緑の森づくり税」のウェブサイトをご覧ください。

<http://common3.pref.akita.lg.jp/mizumidori/>

秋田県水と緑の森づくり税 検索

森づくり活動に関する情報や森林整備や事業についての技術相談・指導に関するお問い合わせは「あきた森づくり活動サポートセンター」のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.forest-akita.jp/>

あきた森づくり活動サポートセンター 検索

秋田県水と緑の森づくり税を活用する事業に関しては「県森林整備課」までお問い合わせください。

秋田県農林水産部森林整備課 調整・担い手班

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1 TEL 018-860-1750

e-mail forest@pref.akita.lg.jp FAX 018-860-3899

税金の仕組みなどについては「県税務課」までお問い合わせください。

秋田県総務部税務課 調整・企画班

〒010-8570 秋田市山王4丁目1-1 TEL 018-860-1123

e-mail zeimuka@pref.akita.lg.jp FAX 018-860-3827